



## 本庄税務署から確定申告のお知らせ

確定申告は、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでないかたは、お早めの取得をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

### 《確定申告などに関する問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

### 《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月～金曜日(祝日および12月29日～1月3日を除く)



## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場内の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

■会場 本庄税務署 1階会議室

■時間 相談受付：午前8時30分～午後4時

■期間 1月24日(月)～3月15日(火)  
(土日・祝日を除く)

(提出は午後5時まで)  
相談開始：午前9時から

※贈与税については、2月1日(火)以降、申告相談を受け付けます。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告のかたの申告相談を1月21日(金)以前でも受け付けます。

◎スマホをお持ちのかたは、基本的にスマホを利用して申告書を作成いただけます。

◎マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

◎入場の際に検温を実施します。咳、発熱などの症状があるかたは、入場をお断りいたします。

◎午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



国税庁LINE  
公式アカウント

問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111 (代表)

※自動音声案内の「2」をお選びください。担当部署へおつながります。

## 事業主の皆さまへ 労働保険のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納期限は1月31日(月)です。

納付書については、納期限10日前頃に該当事業所へ郵送します。

また、保険料納付については、口座振替が便利です。

申込手続については、厚生労働省もしくは埼玉労働局のホームページをご覧ください。

問合せ＝埼玉労働局 労働保険徴収課 ☎048-600-6203

## 確定申告、町・県民税(住民税)申告の準備をお願いします

2月16日(水)から3月15日(火)まで(土日・祝日は除く)、

所得税の確定申告および町・県民税(住民税)申告の申告相談を行います。

### 相談会場・日時

■会場：防災倉庫 会議室  
(役場庁舎北側)

■相談時間：午前9時～正午  
午後1時15分～4時

※整理券は午前8時45分から配布します。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場内の混雑緩和のため、時間枠を指定した整理券の配布を行います。

入場制限を行っています



### ■申告相談日程

2月の申告相談日と対象地区

16日(水)	湯析・野中
17日(木)	大仏
18日(金)	白石・円良田
21日(月)	小栗・湯本
22日(火)	猪俣
24日(木)	古郡
25日(金)	甘粕
28日(月)	木部・中里

3月の申告相談日と対象地区

1日(火)	広木
2日(水)	駒衣
3日(木)	南阿那志・小茂田
4日(金)	小茂田
7日(月)	下見玉
8日(火)	北十条・南十条
9日(水)	沼上
10日(木)	北阿那志
11日(金)	関
14日(月)	根木・関
15日(火)	上記相談日に都合の悪いかた

※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告を受け付けます。

### 【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

- ◎発熱などの症状が出ているかたは、ご来場をお控えください。
- ◎会場での検温、手指消毒、マスク着用にご協力ください。
- ◎定期的に換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。

相談会場では、職員が対面で相談を受け、申告書を作成します。待ち時間短縮のため、あらかじめ以下の書類の準備をお願いします。

### マイナンバーが確認できるもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード

### 所得のわかる書類(例)

- ・給与所得の源泉徴収票(2か所以上に勤務されているかたはすべての源泉徴収票)
- ・公的年金等の源泉徴収票(1月下旬頃までに年金の支払者から送付されます)
- ・個人年金の支払証明書
- ・シルバー人材センターの配分金支払証明書
- ・生命保険の満期保険金支払明細書

### 収支内訳書

- ・事業所得(営業、農業)、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」の作成が必要

### 医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」(医療費控除の明細書)

- ・医療費のお知らせに載っていない医療費は、医療費控除明細書の作成が必要
- ※医療費控除の明細書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

### 控除の証明となる書類

- ・寄附金(ふるさと納税、義援金など)の受領証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を現金や口座振替で納付したかたに、「保険料(税)の納付済額のお知らせ」(ハガキ)を1月下旬に発送します。

### 公的年金等の受給者のかたへ

- ◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下のかたは、所得税の確定申告は不要ですが、町・県民税(住民税)の申告は必要です。
- ◆公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除の他に追加する控除のあるかたは、確定申告または町・県民税(住民税)申告により、所得税が還付されたり、来年度の町・県民税(住民税)が減額される場合があります。

問合せ＝総務税務課 住民税係 ☎76-5131